

再チャレ第一回刑訴法令和 2 年

第 1 設問 1

1 問題の所在

本件において P 及び Q は甲を任意同行として H 警察署に連れてきているが(刑事訴訟法(以下法とする)198 条 1 項)、これが実質逮捕にあたり違法ではないか。

2 法解釈

逮捕は、被逮捕者の意思に反してその身体を自由を奪う強制処分である。強制処分とは、捜査機関による有形力の行使すべてを言うものではなく、対象者の明示又は黙示の意思に反して、身体、財産などの重要な権利を制限するような特別の根拠なくしてすることが相当ではないものをいう。また、任意での取調べであっても任意捜査としての必要かつ相当な限度での捜査活動しか許容されない。

3 法適用

(1) 本件において甲は、令和元年 12 月 4 日午後 9 時ごろに P 及び Q に連れられ H 警察署に任意同行としてきている。この時甲は、「疑われるのは本意ではないし、早く犯人が捕まってほしいので協力します」と述べ、捜査機関の求めに任意で応じる姿勢を示しており、この段階では甲の意思に反した身体拘束があるとは言えない。

(2) 甲の取調べは令和元年 12 月 4 日の 9 時 20 分ごろから翌日の午後 9 時半ごろまでの約 24 時間もの間行われている。一般的に 24 時間の取調べについては任意で応じることは考え難い。しかし本件では、甲は取調べの開始時に P からいつでも退去できる旨を告げられており、退去しようと思えば退去できたはずであるにもかかわらず、取調べを拒否して帰宅しようとしていない。また、甲からのトイレの申し出に応じていることや、食事と休憩を取らせていることから、甲は取調べが食事などで一時中断されたにもかかわらず、再び取調べに応じているのであり、その都度取調べから離脱せずに任意で取調べに戻っていると評価できる。したがって、甲は令和元年 12 月 4 日の 9 時 20 分ごろから翌日の 9 時半ごろまでの 24 時間の取調べに任意で応じていると言える。

(3) 以上のことから本件での甲の取調べは実質逮捕にあたらない。

(4) 本件取調べは 24 時間もの時間がかけられており、通常人は 24 時間もの取調べを受けることは苦痛である。また、甲は時間の経過により 5 日の午後 3 時ごろには披露し言葉数が少なくなっていることから甲の肉体に過度な負担がかかっていたと言える。任意同行による任意の取調べを対象者の言葉数が少なくなるほどの肉体的疲労を感じさせながら行うことは相当とされる限度を超えていると評価すべきであり、任意の取調べとしての限界を超えた違法な取調べである。

4 結論

以上の通り、本件での甲に対する取調べは実質逮捕にあたらないが任意同行として許容される限度を超えているため違法である。

第2 設問2

1 自白法則及び違法収集証拠排除法則の関係

(1) 自白法則とは、任意にされたことに疑いのある自白の証拠能力を否定する法則である(法 319 条 1 項)。自白とは被疑者または被告人の自己の犯罪事実の全部または主要部分を認める供述をいう。法 319 条 1 項が任意になされたかどうか疑わしい自白について証拠能力を否定する趣旨は、自由な意思決定を妨げる事情が認められる場合になされた自白は虚偽の内容を含んでいる可能性があり、そのような自白による誤った事実認定の危険を排除するためのものである。したがって、任意性に疑いがあるかどうかは、虚偽自白を誘発するような事情の有無、被疑者の意思決定の自由の侵害状況の有無を考慮して判断する。

(2) 違法収集証拠排除法則とは、違法な捜査手続きによって収集された証拠の証拠能力を否定する法則である。違法な捜査手続きによって収集された証拠は、憲法および刑訴法には何の規定もないので、そのような証拠をどのように扱うかは刑訴法の解釈に委ねられている。刑罰法令を適正に適用実現し、公の秩序を維持することは、刑事訴訟の重要な任務であり、そのためには証拠収集手続きに違法があるすべての証拠に証拠能力を否定すべきではない。しかし憲法 35 条が憲法 33 条の場合と令状による場合を除き、住居の不可侵、搜索及び押収を受けることのない権利を保障し、刑訴法が証拠収集手続きに厳格な規定を定めていること、憲法 31 条が適正手続きを保障していることにかんがみると、令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、将来における違法捜査抑制の見地からして相当でないと認められる場合には証拠能力が否定される。

(3) 上記二つの法則は、その適用について被告人の意思決定の自由に関する事情と捜査機関側の証拠収集手続きに関する事情と着目すべき点を異にしており、被告人の供述を内容とする証拠の証拠能力を認めるかどうかについて重疊的に適用されるものである。

2 本件における下線部①で得られた甲の自白の証拠能力について

(1) 甲に自白の証拠能力は甲の被疑事実を認める旨の供述は自己の犯罪事実の主要部分を認める供述であるので自白に該当する。

甲は約 24 時間もの取調べにより疲労しており言葉数が少なくなっていることからその判断力が低下していたことが認められる。また、Q は、実際にそのような証言が無いにもかかわらず、12 月 3 日の夜に甲が外出していたのを目撃したとの証言があるという虚偽の事実を述べ、甲の低下した判断を利用し、自白するしかないと思込ませて自白を引き出しており、自白の任意性に疑いがあると言える。

したがって、甲の自白は法 319 条 1 項の自白法則により、その証拠能力が否定される。

(2) 違法収集証拠との関係でも検討する。捜査機関は、甲の任意であるとはいえ、任意取調べの限界を超える方法で取調べを行い、甲を疲労させていることからその結果として得られた甲の自白には違法性がある。この違法な取調べは単に 24 時間行うだけのものであり、将来においても容易に繰り返すことが可能である。また、Q の甲の目撃証言の偽造も捜査官が発言をするだけで将来において容易に繰り返すことができるものである。したがって、

このような自白獲得手段が将来において繰り返される可能性は高く、このような手段を許容することは将来の違法捜査抑制の見地からして相当ではない。

したがって、甲の自白は違法収集証拠排除法則によってもその証拠能力が否定される。

第3 設問3

1 弁護人の証拠意見と問題の所在

弁護人の「異議あり。関連性なし。」という証拠意見は、Wの証人尋問により立証される証拠は甲の被疑事実との関連性がないため、Wの証人尋問は証拠として必要ないとする意見である。刑事裁判の事実の認定は証拠によってなされなければならない(法317条)。ここで用いられる証拠はどのような証拠でもいいわけではなく、被疑事実と自然的関連性、法律的関連性がある証拠でなければならないところ、弁護人はこれらの関連性が無いと主張する者である。

2 Wの証人尋問の関連性

(1) Wは甲がX方に侵入しようとしているところを目撃し、その事実を通報したものである。このX方への侵入方法が、同様の手口でなされた甲の被疑事実として立件されたV方での本件住居侵入窃盗と類似しており自然的関連性はある。

(2) 被疑事実と類似しているが起訴されていない事実に関する証言を証拠とすることが許されるかが法律的関連性の問題となる。

法律的関連性は論理的には関連性があり得るとしても、事実認定に誤った判断をする影響を及ぼしかねないような不当な証拠を否定するための要素である。

本件においては、令和元年10月から同様の手口で連続して住居侵入窃盗事件が発生している。しかし、本件で起訴されている事実はV方への侵入のみであり、単に住居侵入窃盗事件であるからという理由で甲の犯人性を推認するための要素にしてしまうと不当な偏見を生じさせかねない。したがって、同種犯罪が連続して起きていることだけでは、甲がX方へ侵入しようとしたことについては法的関連性を認めることは出来ない。

本件での住居侵入窃盗事件は、いずれも被害住居のクレセント錠近くのガラスが半円形に割られているという犯行態様の共通性がある。連続した事件の犯行が同様の手口によって行われていたとしても、同じ犯罪をするにはそのような手口に寄らなければならない場合や、単に情報を得て模倣した模倣犯の可能性もある。本件で甲方から押収されたガラスカッターは一般に流通し、容易に入手可能なものであったこと、すでに住民からの要望が多数寄せられていたことから、一連の住居侵入窃盗事件のことは広く知れ渡っていることなどの事情に照らすと、甲は仮にX宅への侵入未遂がWの見間違いではなかったとしても12月1日の侵入未遂が初犯の可能性が相当程度あり、Wの証言を採用すると一連の住居侵入窃盗事件と関連付けられるといった不当な判断を招くおそれがある。したがって、同様の手口は犯人しか知りえない顕著な手口というわけでもなく、不当な判断を招きかねないので法律的関連性は認められない。

(3) 以上のことからWの証人尋問は甲の起訴されている被疑事実と関連性が無い。

3 結論

以上のことから弁護人の関連性がないとする主張は正当であり、裁判所は下線部②のWの証人尋問請求を認めるべきではない。

以上